

## 特定在留カード等の手数料に係る納付方法について（お知らせ）

地方公共団体情報システム機構

### 1 特定在留カード等の交付にかかる手数料の額

特定在留カードは、在留カードとマイナンバーカードが一体となったカードであり、特定特別永住者証明書は、特別永住者証明書とマイナンバーカードが一体となったカードです。これらを総称して「特定在留カード等」といいます。

特定在留カード等の交付に係る手数料の内訳は次のとおりです。

#### (1) 出入国在留管理庁の手数料 1,900 円

（市町村長経由の手続で出入国在留管理庁長官からカードを直送する場合は 2,600 円）

#### (2) 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）の手数料 800 円

（内訳：マイナンバーカード機能の追加 600 円、電子証明書 200 円）

【注】機構の指定口座への振込手数料を除く。

合計では、2,700 円（直送の場合は 3,400 円）です。

出入国在留管理庁の法令及び機構の手数料規程により、無料となる場合がありますので、窓口でご確認下さい。

### 2 特定在留カード等の交付にかかる手数料の納付方法

#### (1) 地方出入国在留管理局での手続の場合

##### ① 出入国在留管理庁の手数料（1,900 円）

出入国在留管理庁が指定する様式に収入印紙を貼り付けてご提出下さい。

##### ② 機構の手数料（800 円）

下記の機構委託事業者の指定口座に銀行 A T M 又は銀行窓口から振込みを行い、A T M から発行される振込明細書（銀行窓口で振り込みをした場合はその証明をする書類）を機構が指定する様式に貼り付け、地方出入国在留管理局の窓口にご提出下さい（振込手数料はご負担下さい）。

**特定在留カード手数料 株式会社ビジネスブレイン太田昭和**  
**トクテイザイリュウカードテスウリヨウ (カ)ビジネスブレインオオタシヨウワ**  
**三菱UFJ銀行 新橋支店(店番 433) 普通預金 5643802**

**【注意】**

- ・ネットバンキングによる振込画面のスクリーンショット等の貼付けは、納付確認書類として無効となります。銀行のATM又は銀行窓口からお振込み下さい。
- ・誤入金等による返金は、機構の委託事業者側の振込手数料を差し引いた額となります。また、返金額が手数料を差し引いた結果0円以下となる場合は返金できません。

(2) 市町村長経由での手続の場合

① 出入国在留管理庁の手数料（1,900円。直送の場合は2,600円）

出入国在留管理庁が指定する様式に収入印紙を貼り付けて提出してください。

② 地方公共団体情報システム機構の手数料（800円）

現金で納付してください。